

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	2024年の国際情勢と日本外交の課題
著者 / 所属	宮崎 雅史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	464号
刊行日	2024-2-26
頁	46-60
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240226.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

2024年の国際情勢と日本外交の課題

宮崎 雅史

(外交防衛委員会調査室)

1. 2024年の国際情勢
2. イスラエル・パレスチナ情勢
3. ウクライナ情勢と日露関係
4. 日米関係
5. 日中関係
6. 日韓関係
7. 北朝鮮情勢

2023年のG7議長国を務め終えた日本は、2024年も前年に続いて国連安保理非常任理事国¹を務める。岸田総理は施政方針演説において、国際社会は緊迫の度を一層高めており、ウクライナ侵略や中東情勢はもとより、米国大統領選挙を始め、今後の世界の行方を左右する重要な国政選挙も目白押しである旨述べている²。本稿では、2024年の国際情勢を概観・展望するとともに、イスラエル・パレスチナ情勢、ウクライナ情勢と日露関係、日米関係、日中関係、日韓関係及び北朝鮮情勢について論ずる³。なお、肩書はいずれも当時のものである。

1. 2024年の国際情勢

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略が長期化し、安保理が機能不全に陥る中、2023年10月のハマスによる襲撃を契機として、パレスチナ・ガザ地区を中心にイスラエルとハマス等との戦闘が継続している。日本は非常任理事国として、戦争の更なる拡大を防ぎ、国際秩序の回復を図りながら停戦の糸口を探るといった難しい役割を担う。

米国では2024年11月に大統領・連邦議会選挙⁴が実施される予定であり、米国の外交・安

¹ 非常任理事国の任期は2年間である。

² 第213回国会参議院本会議録第2号(2024.1.30)

³ 本稿は2024年2月2日現在の情報に基づき執筆している(参照URLの最終アクセス日も同日)。

⁴ 上院は全議席の3分の1、下院は全議席が改選となる。

全保障政策がより内向きとなる場合に備えて、日本は同志国間のネットワークを重層的に構築するなど⁵、あらゆる準備をしておくことが求められる。

トランプ政権期に顕在化した米中対立の根幹には技術や安全保障をめぐる覇権争いがあるとされ、2023年11月の米中首脳会談において、ハイレベルの国防当局間の対話再開、人工知能（AI）に関する政府間協議の実施等について合意されたが、今後も米中間の対立・競争は中長期的に継続していくことが予想されており、米中関係について様々な側面から注視していく必要がある。

2023年3月、中国の仲介によりサウジアラビアとイランが国交正常化について合意したほか、中国はアフガニスタン⁶、ミャンマー等において独自の外交姿勢を示している。中国が参加するBRICSは、8月の首脳会議においてアルゼンチン⁷、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）の6か国の新規加盟について合意した。国際的な影響力を強める中国の今後の対外政策が注目される。

2024年1月の台湾総統・立法委員選挙において、中台関係の現状維持を掲げる民進党の頼清徳副総統が総統に選出された一方、立法委員の議席数では同党は過半数を下回った。今後も中台関係の緊張が予想される中、5月の総統就任演説の内容が注目される。

北朝鮮は2023年も弾道ミサイル等の発射を繰り返し、11月に北朝鮮が、12月に韓国が軍事偵察衛星を打ち上げ、同月の朝鮮労働党中央委員会拡大総会において韓国が敵対的な交戦国と位置付けられるなど⁸、朝鮮半島の緊張が高まっている。2024年4月の韓国総選挙や11月の米国大統領選挙に向けて、北朝鮮が更なる挑発行動に出ることが懸念される。

東南アジアでは、2023年5月のASEAN⁹首脳会議において、東ティモール加盟のためのロードマップが採択された¹⁰。同地域で唯一のG20メンバーのインドネシアは、経済協力開発機構（OECD）¹¹への加盟を目指しており、2024年2月14日に大統領選挙が実施される予定である。ミャンマーでは2023年10月以降、国軍と少数民族武装勢力との間で戦闘が激化し、2024年1月、国軍及び武装勢力は中国の仲介¹²による停戦合意を発表したが、その後も戦闘

⁵ 2024年1月、フィンランド訪問中の上川外務大臣は、日本の北欧外交の基本方針となる「北欧外交イニシアティブ」を発表した。これは、日本と北欧5か国（アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド）が共通して関心を有する①北極と海洋、②WPS（女性・平和・安全保障）を含むジェンダー平等、③グリーン・デジタル・科学技術を含む経済関係強化、④安全保障・防衛協力の4分野を中心に協力を進めるものである。

⁶ 中国は、タリバン暫定政権発足後に駐アフガニスタン大使の任命（2023年9月）、タリバン政権の大使受入れ（同年12月）を行った最初の国とされる。

⁷ 2023年12月就任のミレイ大統領は、BRICSに参加しない意向を加盟国に伝達した旨報じられている（『日本経済新聞ウェブサイト』（2023.12.30）〈<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN294LT0Z21C23A2000000/>〉）。

⁸ 『読売新聞』（2024.1.1）

⁹ 2024年のASEAN議長国はラオスが務める。

¹⁰ 東ティモールが加盟国になる条件として、ASEANへの外交使節団の設置、ASEANの義務を果たすための財政計画の準備、ASEANの会議を開催するためのインフラ整備等が設けられている（『JICA MAGAZINE』（2023.8）33頁）。2023年12月の日・東ティモール首脳会談において、岸田総理は東ティモールのASEAN加盟に向け、人材育成等を通じた能力構築支援、インフラ整備、経済多角化、社会サービスの提供、海上保安等の分野における支援を強化・継続していく旨述べた。

¹¹ 日本は2024年5月にパリで開催予定の閣僚理事会の議長国を務める。

¹² 中国はシャン州等と国境を接し、情勢悪化に伴う経済低迷や自国民の安全を懸念しているとされる（『読売新聞』（2024.1.28））。一方で、中国南西部とインド洋をつなぐ「中国・ミャンマー経済回廊」が武装勢力の拠点地域を通るといふ経済的利害があるとされる（『日本経済新聞』（2024.1.16））。

は続いており¹³、同月末、国軍は非常事態宣言の6か月延長を発表した。南シナ海では、領有権を争うフィリピンと中国との対立が鮮明化しており、更なる激化が懸念される¹⁴。

2023年のG20議長国を務めたインドは、9月のG20サミットにおいて共同声明の取りまとめに成功した。また、同月、米印等8か国・地域¹⁵の間でインド・中東・欧州経済回廊のプロジェクトに関する覚書が調印された。2024年4～5月に総選挙が予定されており、戦略的自律性の確保を重視しつつ¹⁶、日米豪印（QUAD）の協力を推進してきたモディ政権が継続するか注目される。

2023年12月、安保理において、日本がアフガニスタン案件の共同ペンホルダー¹⁷として主導した決議第2721号が採択された。同決議は、アフガニスタンの諸課題に対処するための独立アセスメントの勧告¹⁸の実施を検討することを国連加盟国等に求めるとともに、同勧告の実施促進の役割を担う特使の任命を国連事務総長に対して要請するものであり、各国による取組が期待される。

2. イスラエル・パレスチナ情勢

（1）ハマスの襲撃に対するイスラエルの攻撃とその波及

2023年10月7日、パレスチナのハマス及びイスラム聖戦（PIJ）が、イスラエルに向けてロケット弾を多数発射し、テルアビブ市やアシュケロン市等に着弾した。また、イスラエルのスデロット市等にガザ地区から武装した戦闘員が侵入し、240人以上をガザ地区に拉致した。これに対しイスラエルはガザ地区への空爆を開始し、地上部隊を投入してガザ地区北部へ侵攻を開始した。11月15日の国連安保理における人道的な戦闘の一時休止を求める決議第2712号の採択を経て、24日から戦闘が休止されたが、12月1日に戦闘が再開され、イスラエル軍はガザ地区南部の主要都市にも侵攻した。2024年に入り、北部での戦闘は小規模・精密攻撃に移行しているとされ¹⁹、南部では激しい戦闘が継続している。

¹³ ASEANは国軍に対し、主要な会議の出席者は官僚など非政治的な代表者にしよう求め、反発した国軍は欠席を続けてきたが、2024年1月29日に開催されたASEAN外相会議に外務省高官を派遣した。

¹⁴ 2023年に創設された中比両国の外交当局間のホットラインは機能していない旨報じられている。また、マルコス大統領は、日比間で交渉中の部隊間協力円滑化協定（RAA）に関し、「南シナ海において平和を維持する能力を高めるもの」と評価し、近い将来「艦隊を組んで共に巡回する。フィリピンと日本で業務を分担する」旨述べている（『毎日新聞』（2023.12.17））。

¹⁵ 米、印、サウジアラビア、UAE、仏、独、伊、EUの8か国・地域（JETROウェブサイト「ビジネス短信用ムハンマド皇太子がG20サミットに出席、インド・中東・欧州経済回廊で覚書」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/09/519977643fae881c.html>〉）。

¹⁶ インドは特定国との同盟関係を築かず、BRICS、上海協力機構のほか、QUAD、インド太平洋経済枠組み（IPEF）に参加するなど、多方面に連携を広げている。

¹⁷ 特定の状況・分野について特定の理事国がイニシアティブをとり、決議等の文書を起草する（望月康恵「安保理改革の展望」『国際問題』（2016.9）9-10頁）。

¹⁸ 国連事務総長が安保理に提出した独立アセスメントに関する報告書は、国際社会とアフガニスタンとの間の信頼構築、主要課題に対処するための協力継続及びアフガニスタン人への対話追求等を求めるとともに、事務総長によるアフガニスタン特使の任命を始め、アフガニスタンへの関与を強化するためのメカニズム構築等を勧告している（外務省ウェブサイト「アフガニスタン情勢に関する国連安保理決議第2721号の採択について（外務報道官談話）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/pageit_000001_00153.html〉）。

¹⁹ 2024年1月11日、プリンケン米国務長官は、イスラエルがガザ地区北部の住民帰還に向けた国連調査団の受入れに同意したことを表明した（米国務省ウェブサイト〈<https://www.state.gov/secretary-blinkens-remarks-to-the-press-2/>〉）。

イエメンのホーシー派はハマスの連帯を表明し、紅海等アラビア半島周辺海域においてイスラエル関連船舶を攻撃し²⁰、航行を妨害している。レバノンのヒズボラとイスラエル軍は準戦争状態にあるとされ、南レバノンとイスラエル北部の住民10万人以上が避難しているとされる²¹。また、中東の諸勢力と米軍との間で攻撃・反撃が行われている²²。

(2) 人道支援と人質の解放

イスラエル軍はガザ地区を包囲し、電気、水道等の供給を遮断していたが、10月21日に支援物資の搬入が開始された。11月24日からの戦闘休止により支援物資の搬入量も増加したが、戦闘の再開・激化が支援物資の輸送に影響を及ぼしている。

各国の仲介により、10月20日、ハマスが初めて人質を解放し、11月1日には外国人やパレスチナ人負傷者がエジプトに待避し、戦闘休止期間中には100人を超える人質が解放された²³。戦闘再開後、ハマスはイスラエルが攻撃をやめない限り人質解放交渉に応じない姿勢を示していたが、2024年1月16日、ガザの民間人に対する人道支援物資の搬入と引き換えにイスラエル人の人質に医薬品を提供することが合意されており²⁴、更なる戦闘休止・人質解放に向けて交渉が行われている。

2024年1月、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、イスラエル当局から2023年10月7日のイスラエルに対する襲撃への職員数名の関与の疑いに係る情報提供があったとして、当該職員との契約を解除し、真相究明のために調査の開始を決定した旨発表した²⁵。これに対し、米欧等の諸国²⁶がUNRWAに対する資金拠出の一時停止を表明しているが、UNRWAはパレスチナだけでなく、ヨルダン、シリア、レバノンに在住するパレスチナ難民への各種支援を実施しており、UNRWAの活動停滞が当該難民の生活水準に深刻な影響を与え、居住地の社会不安につながることを懸念されている²⁷。

(3) 国際社会の動き

2023年10月7日の戦闘以降、国連安保理では即時停戦²⁸や戦闘の一時休止²⁹を内容とする

²⁰ 2023年11月19日、紅海を航行中の日本郵船運航の貨物船がホーシー派に拿捕された。同船は英国企業が所有し、イスラエル人実業家が共同保有している旨報じられている（『読売オンライン』（2023. 11. 21）〈<https://www.yomiuri.co.jp/world/20231121-0YT1T50072/>〉）。

²¹ 中東調査会ウェブサイト「中東かわら版No. 157 レバノン・イスラエル：イスラエル軍によるシリア・レバノン空爆と要人殺害」〈https://www.meij.or.jp/kawara/2023_157.html〉

²² 2024年1月28日、ヨルダン北東部の米軍拠点が無人数機による攻撃を受け、米兵3人が死亡した。

²³ イスラエルは240人のパレスチナ人収監者を釈放した旨報じられている（『読売新聞』（2023. 12. 2））。

²⁴ 『東京新聞』（2024. 1. 18）

²⁵ UNRWAウェブサイト〈<https://www.unrwa.org/newsroom/official-statements/serious-allegations-against-unrwa-staff-gaza-strip>〉

²⁶ 日本政府は、UNRWAにおいて調査が行われ、対応策が検討される当面の間、UNRWAへの追加的な資金拠出を一時停止する旨表明している。上川外務大臣は2024年2月2日の記者会見で、日本としては世界食糧計画（WFP）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）といった他の国際機関への支援等を通じて、引き続きガザ地区を含む地域のパレスチナ人への人道支援について積極的に取り組んでいく旨述べている。

²⁷ 中東調査会ウェブサイト「中東かわら版No. 168 パレスチナ：UNRWAへの各国の資金拠出一時停止の反響」〈https://www.meij.or.jp/kawara/2023_168.html〉

²⁸ ロシア提出の決議案が10月16日及び25日にいずれも否決されている。

²⁹ ブラジル（10月18日否決）、米国（10月25日否決）が提出した。

決議案が否決される事態が続いていたが、同月27日の国連総会において人道的休戦等を内容とする決議案が採択され、11月15日の安保理においてマルタ提出の戦闘の一時休止を内容とする決議案が採択された（第2712号）。12月6日、グテーレス事務総長が国連憲章第99条³⁰に基づき安保理に人道的停戦を宣言するよう要請したが、同月8日、アラブ首長国連邦（UAE）提出の即時停戦を内容とする決議案は否決された³¹。その後、同月12日の国連総会では即時の人道的停戦や全ての人質の即時かつ無条件の解放などを内容とする決議案（エジプト提出）が採択され、同月22日の安保理ではガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する安保理決議第2720号³²が採択された。

2023年12月、南アフリカはイスラエル軍の攻撃がジェノサイド条約に違反するとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴し、その中で暫定措置を要請した。ICJが2024年1月に発出した暫定措置命令は、イスラエルに対し、ジェノサイド及びその扇動の防止、緊急人道支援の確保等に係る措置や当該措置の進展状況の報告を要求するものであるが、南アフリカが要請した戦闘の即時停止は含まれなかった³³。

紅海においてホーシー派が商船を攻撃していることを受けて、2023年12月、米国は有志連合による「繁栄の守護者作戦」と名付けられた安全確保の取組を実施することを発表した。2024年1月、安保理において同派による攻撃の即時停止等を内容とする安保理決議第2722号³⁴が採択され、さらに米国及び英国はイエメン国内の同派の拠点を空爆した。

日本は、人道状況の改善、事態の早期沈静化、周辺地域への波及防止に向けて、各国との会談³⁵や様々な働きかけを行うとともに、G7外相による中東に関するワーキング・ディナーを開催し（2023年11月7日）、G7外相声明を取りまとめた（同月29日発出）。2024年も日本の国益を見据え、複雑な中東情勢の中で外交の舵取りをしっかりと果たしていくことが求められる。

3. ウクライナ情勢と日露関係

（1）ロシアとウクライナの攻防

2022年2月、ロシアはウクライナへの侵略を開始し、支配地域をウクライナ東・南部に拡大した。これに対し、ウクライナは米欧を中心とする同志国から軍事・財政支援を取り

³⁰ 「事務総長は、国際の平和及び安全の維持を脅威すると認める事項について、安全保障理事会の注意を促すことができる」と定められている（国際連合広報センターウェブサイト「国連憲章テキスト」〈https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/〉）。

³¹ 米国が拒否権を行使したほか、英国が棄権した。

³² 国連事務総長に対し、ガザに送られる全ての人道支援物資の促進、調整、監視、検証する責任を負う「上級人道復興調整官」を任命するよう求めている。なお、国際協力機構（JICA）は2023年12月25日、パレスチナの人々の緊急人道支援ニーズ確認、医療データ管理分野の調整業務支援のため、エジプトに医師等から構成される調査チームを派遣した。

³³ 『読売新聞』（2024. 1. 27）

³⁴ 日米両国が提出したものであり、ホーシー派に拿捕された日本郵船運航の貨物船及びその乗組員の即時解放要求の内容も含まれている。

³⁵ 2023年12月6日、岸田総理はネタニヤフ・イスラエル首相と電話会談を行い、ハマス等によるテロ攻撃を断固として非難する旨述べた上で、事態の早期沈静化、民間人の被害の最少化、及び国際人道法を含む国際法の遵守が重要であり、日本は「二国家解決」を支持しており、イスラエルとパレスチナが平和裏に共存できることが重要である旨述べた。

付けながら抗戦し、2023年6月に大規模な反転攻勢を開始したものの、大きな戦果を挙げられず、戦況はおおむね膠着状態となっており、戦闘は長期化の様相を見せている。

(2) ウクライナ情勢をめぐる国際社会の動き

常任理事国のロシアによる侵略開始以降、安保理が一致して対応できない状況が続く中、国連総会においてロシアを非難する決議案が度々採択されており、2023年2月、ロシア軍の即時撤退とウクライナでの永続的な平和などを求める決議案が賛成多数で採択された。

黒海を經由したウクライナからの穀物の輸出が激減し、途上国等において食料危機が生じたため、2022年7月、国連、トルコ、ウクライナ及びロシアの4者間で、ウクライナの黒海沿岸の港からウクライナ産穀物を輸出する船舶の安全な航行を確保することを目的とする「黒海穀物イニシアティブ」に合意し、同イニシアティブは数次にわたり延長されてきたが、2023年7月、ロシアの反対によりその効力が停止した。

ウクライナ支援に関し、G7は2023年7月に共同宣言³⁶を発表したが、戦闘が長期化し、「支援疲れ」も指摘される中で、米連邦議会では支援の継続に必要な緊急予算が承認されていない³⁷。EUは12月、首脳会議でウクライナとのEU加盟交渉を開始することで合意した。ウクライナへの継続的支援（500億ユーロ）など予算の増額を図る中期予算計画（2021～2027年）の修正について、ハンガリーの反対により合意に至らなかったが³⁸、2024年2月の臨時首脳会議で合意した³⁹。

2024年1月、ウクライナが提唱する平和フォーミュラ⁴⁰について話し合う4回目の協議がスイスで開かれたが、議長声明の発表は見送られた⁴¹。

中国はウクライナ情勢に関し、独立した中立の立場⁴²を維持するとしつつ、ロシアが国家主権や安全、発展の利益を守ることを支持し⁴³、ロシアとの貿易を拡大するなど、対露関係

³⁶ ウクライナの持続可能な軍事力の確保、経済的安定性及び強靱性の強化等に関する事項に向けた、二国間の長期的な安全保障上のコミットメント及び取決めについてウクライナと共に取り組むとされており、2024年1月、英国及びウクライナは二国間協定に署名した。

³⁷ 2023年12月、共和党のジョンソン下院議長は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談後、ウクライナ支援の追加予算案を容認するには、米政府が（不法移民対策として、メキシコとの）国境警備の強化策、ウクライナが勝利するための詳細な戦略を提示する必要がある旨表明している（『日本経済新聞』夕刊（2023.12.13））。2024年1月、米国家安全保障会議のカービー戦略広報調整官は、記者会見でウクライナへの軍事支援が停止している旨述べた（The White Houseウェブサイト〈<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/press-briefings/2024/01/11/press-briefing-by-press-secretary-karine-jean-pierre-nsc-coordinator-for-strategic-communications-john-kirby-and-national-economic-council-director-lael-brainard/>〉）。

³⁸ JETROウェブサイト「ビジネス短信 EU首脳、ウクライナとのEU加盟交渉開始に合意も、追加支援策の承認は持ち越し」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/bfaf78064ee2ed9d.html>〉

³⁹ 『日本経済新聞』（2024.2.2）

⁴⁰ 放射能・核の安全、全ての被拘束者と追放された人々の解放、国連憲章の履行とウクライナの領土一体性と世界の秩序の回復、ロシア軍の撤退と戦闘の停止、戦争終結の確認など10項目が盛り込まれている（東野篤子「ウクライナが求める「平和の公式」という停戦条件」アジア・パシフィック・イニシアティブウェブサイト（2023.7.10）〈<https://apinitiative.org/2023/07/10/48776/>〉）。

⁴¹ ブラジル、インド、サウジアラビアが強く反対した旨報じられている（『NHKニュースウェブサイト』（2024.1.15）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240115/k10014322351000.html>〉）。

⁴² 中国は2023年2月、ウクライナ情勢の解決に向けた「中国の立場」を示す文書を発表し、12項目の提案を行った。同文書では、停戦、和平交渉開始とともに一方的制裁停止等も盛り込まれている（『読売新聞オンライン』（2023.2.24）〈<https://www.yomiuri.co.jp/world/20230224-OYT1T50183/>〉）。

⁴³ 『東京新聞ウェブサイト』（2023.10.18）〈<https://www.tokyo-np.co.jp/article/284559>〉

を強化している⁴⁴。北朝鮮はロシアのウクライナ侵略直後からロシア支持の立場を表明しており、2023年9月の露朝首脳会談を契機として北朝鮮から弾薬等がロシアに輸送されたことが指摘されている⁴⁵。イランはロシアに対し、自爆型の無人機や砲弾の支援を行っている⁴⁶と指摘されているほか、ロシアが主導する「ユーラシア経済同盟⁴⁷」との自由貿易協定に調印した。

(3) ロシアへの制裁

G7を中心とする各国はロシア⁴⁸に対する制裁措置を導入・拡充してきており、日本も金融、貿易、査証等の分野における制裁措置を講じている。G7では、自国で凍結しているロシア中央銀行の外貨準備の差押えや運用益の活用を検討している旨報じられている⁴⁹。

しかし、ロシアに対する制裁措置を講じているのは米欧を中心に一部の国にとどまり、中国及びインドはロシアとの貿易を急拡大させている。日本はロシアに対する2023年の輸出額⁵⁰及び輸入額がいずれも減少する結果となった⁵¹。

(4) ウクライナ及びその周辺国への支援

日本は二国間・国際機関等を通じた支援を実施しており、緊急人道支援、財政支援、JICA及び国連開発計画（UNDP）を通じたエネルギー分野支援、越冬支援、カンボジアと協力した地雷・不発弾対策支援、避難民受入れ⁵²、防衛省・自衛隊⁵³による装備品等の提供、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の人道支援物資の輸送協力など、支援の内容は多岐にわたる。

⁴⁴ 中国はロシアに無人機を大量に輸出している旨報じられている（『日本経済新聞ウェブサイト』（2023.7.25）〈<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB250LU0V20C23A7000000/>〉）。一方、かつて中国領だったウラジオストクの港の使用権が、2023年6月以降ロシアから認められている（岡田充「中国がロシアの港を奪還？極東権益を侵食中」『東洋経済オンライン』（2023.6.20）〈<https://toyokeizai.net/articles/-/680533>〉）。

⁴⁵ 『毎日新聞』（2023.12.14）、鴨下ひろみ「北朝鮮とロシアが急接近、「戦略的信頼関係」に透ける両国の温度差」日本国際問題研究所ウェブサイト（2023.11.13）〈<https://www.jiia.or.jp/research-report/missile-fy2023-02.html>〉。これに対し、露朝間の武器移転に関する日米韓外相声明（2023年10月、外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001595.html〉）、露朝間のミサイル移転に関する外相共同声明（48か国・1機関、2024年1月、外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00189.html〉）がそれぞれ発出されている。

⁴⁶ 『NHKニュースウェブサイト』（2023.10.9）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231009/k10014220041000.html>〉

⁴⁷ 旧ソ連のロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニアが加盟する。

⁴⁸ ロシアによるウクライナ侵略に関与するベラルーシに対しても、各種制裁措置が実施されている。

⁴⁹ 『読売新聞』（2024.1.1）

⁵⁰ ロシアによるウクライナ侵略後、ロシア向けの中古自動車輸出は増加傾向にあったが、2023年8月、中古車の輸出禁止措置が導入された（JETROウェブサイト「ビジネス短信 日本政府は輸出禁止措置を拡大、中古車も輸出禁止に」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/08/8c5092b1dbf5d269.html>〉）。

⁵¹ 輸出額が対前年比34.5%減、輸入額が同47.2%減となった（財務省貿易統計（令和5年分（輸出確報；輸入速報（9桁））））。

⁵² 難民の地位に関する条約上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月より補完的保護対象者の認定制度が開始されている。

⁵³ 2023年12月、防衛省・自衛隊は、欧州等の有志国が参加する「ウクライナ支援のためのITコアリション」及び「ウクライナ支援のための地雷除去コアリション」の活動を通じ、ウクライナ軍の能力向上を目的とした教育支援等を行う旨発表した。

2023年3月、岸田総理はウクライナを訪問してゼレンスキー大統領との首脳会談を行い、NATOの信託基金を通じた殺傷性のない装備品支援⁵⁴を発表し、同国との関係を「特別なグローバル・パートナーシップ」に格上げすることで合意した。5月のG7広島サミットでは、同大統領が訪日して関連セッションに参加した。また、9月に林外務大臣が日本企業関係者と共にウクライナを訪問し、同大統領とG7共同宣言⁵⁵に基づく二国間文書の交渉開始で一致した。2024年1月には上川外務大臣がウクライナを訪問し、日本が平和フォーミュラに関する放射線・原子力安全作業部会の共同議長となる旨伝達した。

ウクライナの復旧・復興の促進に向けて、2023年11月にJICAウクライナ事務所が再開されたほか、2024年2月19日に日・ウクライナ経済復興推進会議が東京で開催される予定である。

(5) ロシアによるウクライナ侵略後の日露関係の動き

ロシアによるウクライナ侵略後、岸田総理は、平和条約交渉、北方領土問題の展望について言及できるような状況にはないとの考えを示し、日露間の閣僚レベルの会談は行われていない⁵⁶。

日本の制裁措置にロシアが反発する動きは続き、2023年4月、ロシア最高検察庁が北方領土の元島民等で構成される千島歯舞諸島居住者連盟を「好ましからざる団体」に指定し、同連盟のロシア国内での活動は事実上禁止された。加えて8月、ロシアは日本を含む「非友好国」との間で締結している租税条約の一部条項の停止を発表した。日本政府はこれら一連のロシアの措置に対し、強い抗議を表明した。また、ロシアは11月、2025年に開催される大阪・関西万博への参加取りやめを表明した⁵⁷。

従前より日本周辺や北方領土で行われてきたロシアの軍事活動は一層活発化している。また、中国と共同での艦艇の航行、爆撃機の飛行も実施されており、中露の軍事的連携が強まることが懸念される。

4. 日米関係

(1) 積み重ねられる日米ハイレベル協議

日本政府は、日米同盟を外交・安全保障の基軸に位置付けており、バイデン政権下においても、日米両国はハイレベルの協議を重ねてきた。

G7広島サミットの開催前日の2023年5月18日に首脳会談が行われ、両首脳は、米国の拡大抑止が日本の強化される防衛力と相まって、日本の安全及び地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認するとともに、日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)

⁵⁴ 岸田総理は2023年7月のNATO首脳会合において、対無人航空機検知システム等の供与を進めていく旨発言した。

⁵⁵ 前掲注36参照

⁵⁶ ラブロフ外相は「日本を含むどの国とも領土をめぐる論争はもはや存在しない」との認識を示している(『NHKニュースウェブサイト』(2023.12.19)〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231219/k10014292111000.html>〉)。

⁵⁷ 『NHKニュースウェブサイト』(2023.11.29)〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231129/k10014271731000.html>〉

において、経済安全保障の協力を具体化させることで一致した。2024年は岸田総理が国賓待遇で訪米し、4月10日に首脳会談が行われる予定である。

（２）国際社会に広がりを見せる日米関係

国際協調を重視するというバイデン大統領の方針の下、日米が関わる様々な複数国や地域の枠組みが推進されている。

2023年5月の日米首脳会談でバイデン大統領は日韓関係の改善を歓迎し、8月に米国キャンプ・デービッドにおいて日米韓首脳会合が開催された。同会合では、今後の日米韓のパートナーシップの指針とされる「キャンプ・デービッド原則」が発出され、日米韓はインド太平洋国家として、国際法の尊重、共有された規範及び共通の価値に基づく自由で開かれたインド太平洋を引き続き推し進めることが明記された。各首脳は、日米韓の安全保障協力を新たな高みへ引き上げることで一致し、共通の利益及び安全保障に影響を及ぼす地域の挑戦、挑発及び脅威への対応を連携させるため、日米韓の政府が相互に迅速な形で協議することにコミットするとした⁵⁸。今後の連携については、首脳級を始めとする少なくとも年に一度の日米韓の幅広いレベルの会合の定例化や、新たに立ち上げられた3か国間協力・枠組みを通じたものを含め、日米韓の連携を重層的かつ安定的に進めていくことで一致した。

2023年5月に広島で開催された日米豪印首脳会合において、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）という共通のビジョンへの強固なコミットメントを改めて国際社会に示す意義は極めて大きい旨各首脳間で一致した。岸田総理から、ASEANや南アジア、太平洋島嶼国といった地域の国々の声に耳を傾けながら、「善を推進する力」として、地域に真に裨益する実践的協力を展開していく重要性を強調し、各首脳間でその旨確認し、幅広い分野について引き続き4か国の協力を深化させていく旨一致した。

バイデン政権はTPP復帰に否定的な姿勢を示しているが、バイデン大統領が2022年5月に東京で設立を宣言したインド太平洋経済枠組み（IPEF）⁵⁹では、2023年5月、サプライチェーン協定⁶⁰が実質妥結した。11月には同協定の署名⁶¹が行われるとともに、クリーン経済協定及び公正な経済協定に加え、IPEF評議会⁶²や合同委員会⁶³を設立する「繁栄

⁵⁸ 外務省ウェブサイト「日本、米国及び韓国間の協議するとのコミットメント」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100541773.pdf>〉。朝鮮半島や台湾海峡での危機に際して、日米韓でできること、できないことをあらかじめ検討しておく必要がある旨指摘されている（秋田浩之、西野純也「キャンプデービッド会談 日米韓協力の「制度化」と次なる課題」『外交』Vol. 82（2023. 11/12）89頁）。

⁵⁹ 参加国は米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国であり、対象分野は貿易（柱1、インドは不参加）、サプライチェーン（柱2）、クリーン経済（柱3）及び公正な経済（柱4）である。

⁶⁰ サプライチェーンの途絶時における具体的な連携の手続を規定する。

⁶¹ 2023年11月10日、日本政府はサプライチェーン協定の署名及び受諾について閣議決定した。

⁶² IPEFの4つの柱に関連する協定の共同的な運用に影響を与える事柄について検討するとともに、新たなパートナー又は新たな協定の追加の可能性を検討する。

⁶³ 柱2～4に係る作業を監視し、重複や不整合がないかを調整するとされる（JETROウェブサイト「ビジネス短信 IPEF 閣僚会合で貿易以外の柱が実質妥結、先行するサプライチェーン協定に署名」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/72de341e79f9bd49.html>〉）。

のためのインド太平洋経済枠組みに関する協定」が実質妥結したほか⁶⁴、重要鉱物対話の立ち上げで合意したが⁶⁵、貿易の柱は合意に至らなかった⁶⁶。

(3) 米中対立

トランプ政権下で悪化した米中関係の対立構造は、バイデン政権発足後も継続している。2023年2月に中国の気球が米国領空で撃墜されたことを受けて一時的に緊張が高まったが、ブリンケン国務長官の訪中など閣僚級の会談を経て、2023年11月、米国で開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議の機会を捉えて、約1年ぶりに対面での首脳会談が行われた。同会談では、台湾問題について、バイデン大統領は米国の「一つの中国政策」に変更はないと強調し、いずれかによる一方的な現状変更への反対を訴え、台湾海峡及び周辺での中国の軍事活動に自制を求めたのに対し⁶⁷、習近平国家主席は米国が「台湾独立」を支持しないという意思を具体的な行動で表すべきとし、台湾への武器支援の中止、中国の平和統一の支持を求めた⁶⁸。また、両首脳は違法薬物に対する二国間協力の再開及びワーキンググループの設立、軍事対話の再開、人工知能の安全性向上、気候変動対策への協力等に関する連携を確認した。

米中両国は互いに追加関税、輸出管理強化⁶⁹等の措置を講じてきたが、バイデン大統領は2023年8月、懸念国・地域⁷⁰への特定の種類・分野⁷¹の対外投資の禁止又は届出を義務付けるプログラムを新設する大統領令に署名した。バイデン政権は同様の規制の導入を同志国に働きかけているとされ、広島サミットの「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」では、対外投資によるリスクへの対処措置の重要性について記述がある⁷²。

⁶⁴ 外務省ウェブサイト「サンフランシスコにおける繁栄のためのインド太平洋経済枠組み会合プレスステートメント」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100582858.pdf>〉

⁶⁵ 外務省ウェブサイト「繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する首脳声明」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100582856.pdf>〉

⁶⁶ 米議会において、労働者の権利と環境保護の実効性確保を求める意見や、データの越境移動の自由等に係る規定がITプラットフォームを利するだけとの懸念が強かった旨指摘されている（菅原淳一「意外に知られていないIPEF、インド太平洋における経済ルールはどう変わるか」オウルズコンサルティンググループウェブサイト（2023.11.29）〈<https://www.owlz-cg.com/report/2023/11/29/2913/>〉）。

⁶⁷ JETROウェブサイト「ビジネス短信 バイデン米大統領、先端技術流出阻止に必要な措置の継続を強調、米中首脳会談で」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/0797f18b5d0c84f1.html>〉、The White Houseウェブサイト〈<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/11/15/readout-of-president-joe-bidens-meeting-with-president-xi-jinping-of-the-peoples-republic-of-china-2/>〉

⁶⁸ JETROウェブサイト「ビジネス短信 習国家主席がバイデン米大統領と会談、軍事関連の意思疎通再開、AIなどで協力も」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/c093b204909a187c.html>〉、『月刊中国情勢』No. 276（2023.12）47頁

⁶⁹ 2022年10月、米国は中国を想定して半導体関連の輸出管理規制を強化した。日本政府は、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、軍事転用の防止を目的として、高性能な半導体製造装置に関して輸出管理の対象とするため、関連省令の改正を行った（2023年7月施行）。西村経済産業大臣は2023年3月31日の記者会見で「今般の措置は米国、オランダを含む同盟国、同志国との意見交換を踏まえながら、我が国として必要と考える措置を導入するものであり、特定の国を念頭に置くものではない」旨述べている。

⁷⁰ 中国、香港、マカオが指定されている。

⁷¹ 半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、人工知能（AI）の3分野である。

⁷² 杉之原真子「海外直接投資と安全保障：米国における規制の展開に基づく考察」日本国際問題研究所ウェブサイト（2023.12.13）〈<https://www.jiia.or.jp/research-report/economic-security-fy2023-02.html>〉

5. 日中関係

(1) 最近の日中関係

日中両国の間には、尖閣諸島を含む東シナ海情勢⁷³、中国による我が国周辺での軍事活動の活発化、日本の排他的経済水域（E E Z）でのブイ設置、中国における邦人拘束事案⁷⁴、A L P S 処理水の海洋放出を受けた日本産食品輸入規制⁷⁵など、多数の懸案事項が存在している。日中平和友好条約締結45周年となる2023年は、閣僚・首脳間の会談が相次いで行われたほか、2月の4年ぶりとなる日中安保対話⁷⁶の開催や、5月の日中防衛当局間ホットラインの運用開始など、様々なレベルでの意思疎通が図られたものの、懸案事項の解決には至っていない。

2023年11月16日、A P E C 首脳会議に出席するため米国を訪問中の岸田総理は、習近平国家主席と1年ぶりに首脳会談を行った。両首脳は、日中間の4つの基本文書の諸原則と共通認識を堅持し、「戦略的互惠関係」を包括的に推進することを再確認した上で、日中関係の新たな時代を切り開くべく、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性を確認し、引き続き首脳レベルを含むあらゆるレベルで緊密に意思疎通を重ねていくことで一致した⁷⁷。岸田総理は「正当なビジネス活動が保障されるビジネス環境を確保した上で、日中経済交流の活性化を後押ししたい」旨述べたのに対し、習主席は「両国の経済的利益とサプライチェーンは深くつながっており、「スモールヤード・ハイフェンス⁷⁸」や「デカップリングとチェーン切断」は誰の利益にもならず、双方は協力を深め、より高いレベルの互惠ウィンウィンを実現しなければならない」旨述べた⁷⁹。両首脳は、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアを始めとする協力分野において具体的な成果を出せるよう、日中ハイレベル経済対話を適切な時期に開催することで一致し、日中輸出

⁷³ 2023年11月29日、習近平国家主席（中央軍事委員会主席）は海警総隊東海海区指揮部を視察し、有効に権利維持し、法を執行し、中国の領土主権と海洋権益を断固守らなければならない旨強調した（『月刊中国情勢』No. 276（2023. 12）28頁）。海警局は、2024年は毎日必ず尖閣周辺に艦船を派遣し、必要時には日本の漁船に立入検査する計画を策定した旨報じられている（『産経新聞ウェブサイト』（2023. 12. 30）〈<https://www.sankei.com/article/20231230-PZVGN44HIRP4ZJ6VXGXF5UUSAM/>〉）。

⁷⁴ 外務省は「2015年5月以降、合計17名の邦人が拘束されたことを確認しており、その中で中国の国内法違反があったことを拘束理由として現在5名が拘束されている。また、これまで有罪の確定判決を受けたのは10名である」旨答弁している（第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号（2023. 11. 30））。

⁷⁵ A L P S 処理水の海洋放出に先立ち、林外務大臣は2023年7月のASEAN関連外相会議（インドネシア）に際し、王毅中国共産党中央外事工作委员会弁公室主任と会談を行い、日本の立場を改めて明確に述べ、科学的観点からの対応を強く求めていた。しかし、8月24日に海洋放出が開始されると、同日に中国は日本産水産物の輸入を全面的に停止した。これに対し、岡野外務事務次官は呉駐日中国大使との電話会談及び申入れの際に「極めて遺憾」である旨表明し、日本産食品に対する輸入規制措置の即時撤廃を強く求めた。また、9月のASEAN+3首脳会議開始前に、岸田総理が李強中国国務院総理と短時間立ち話を行い、日本の立場を改めて明確に述べた。

⁷⁶ 日本側は外務審議官及び防衛政策局次長を始めとする外務省及び防衛省の関係者が参加し、日中両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について意見交換を行った。

⁷⁷ 2023年11月25日に行われた日中外相会談において、外相相互の訪問について互いに招請があり、それぞれ検討していくこととなった。

⁷⁸ 「small yard, high fence」は中国への技術流出問題に対処するための米バイデン政権のアプローチを表す言葉であり、安全保障に関する狭い分野・技術に限定して中国への流出を強く規制し、他の経済関係は維持することを意味するとされる（杉之原真子（前掲脚注72参照））。

⁷⁹ 『月刊中国情勢』（前掲脚注73参照）33-34頁

管理対話⁸⁰の立ち上げを歓迎した。ALPS処理水の海洋放出については、両首脳はお互いの立場に隔たりがあると認識しながら、建設的な態度をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見い出していくこととした⁸¹。

日米韓の連携が進む中、日中韓プロセスが再開し、2023年11月26日、韓国・釜山において日中韓外相会議が4年ぶりに開催された。各外相は日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、未来志向かつ実務的な協力を進めていくことが地域及び世界の平和と繁栄に重要であることで一致したほか、今後の具体的な協力の方向として、人的交流、科学技術、持続可能な開発、公衆衛生、経済協力・貿易、平和・安全保障の6分野を始めとする様々な分野における取組を進め、今後、首脳会議に向けて日中韓で議論を進めていくことで一致した⁸²。

（2）経済的威圧への対応

中国は「経済面での安全を確立すべく、戦略的な取組を強化しており、他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧⁸³を加える事例も起きている」とされ⁸⁴、先述のALPS処理水の海洋放出を受けた日本産食品輸入規制もその例として挙げられている⁸⁵。同規制に対しては、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）⁸⁶の枠組みを活用すべきとの指摘がある⁸⁷。

国家安全保障戦略では、自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化のため、「世界貿易機関（WTO）を中核とした多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、不公正な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するために、我が国の対応策を強化しつつ、同盟国・同志国等と連携し国際規範の強化のために取り組んでいく」とされており⁸⁸、広島サミットでは、首脳コミュニケに「経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化していくとともに、G7以外のパートナーとの協力を更に促進していく」と明記された。

⁸⁰ 2024年1月、経済産業省と中国商務部との間で、第1回日中輸出管理対話が東京において開催され、両国の輸出管理に係る関心事項について議論が行われた。

⁸¹ 上川外務大臣は、日中外相会談後の記者会見（2023年11月25日）において「今後は、専門家のレベルで科学に立脚した議論を行っていくことになると考えている。モニタリングの在り方については、国家の主権及びIAEAの権威や独立性といった原則が前提となる」旨述べている。

⁸² 各外相は「なるべく早期で適切な時期」の首脳会議の開催に向け作業を加速させることで一致した。

⁸³ 相互依存の状況（貿易、投資、人の移動、情報の流通密度等の規模の拡大）を活用して経済関係の遮断・威嚇により、特定の政治的考えを相手国に受け入れさせたり、相手国の行動に報復しようとする行為を意味するとされる（佐橋亮「国際社会の新たな争点「経済的威圧」にどう向き合うか」『Wedge』（2024.2）61頁）。

⁸⁴ 国家安全保障戦略（2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）9頁

⁸⁵ 佐橋亮（前掲脚注83参照）

⁸⁶ 世界貿易機関（WTO）の紛争解決制度において、第二審に当たる上級委員会が機能を停止していることに伴い、WTO協定が定める仲裁制度をもってその機能を代替させるべく、有志国が立ち上げた暫定的な枠組みであり、豪州、ブラジル、カナダ、中国、EU、日本など50以上の国・地域が参加している。2023年3月10日、日本政府はMPIAに参加することを閣議了解し、WTOに通報した。

⁸⁷ 浦田秀次郎・深尾京司・日下一正「特別鼎談 2024年の世界経済を展望する視点」『世界経済評論』（2024.1/2）8-9頁

⁸⁸ 国家安全保障戦略27頁

6. 日韓関係

(1) 最近の日韓関係

2023年3月、韓国政府から旧朝鮮半島出身労働者問題に関する措置が発表され、日本政府はこの措置を「非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのもの」として評価した。また、同月の日韓首脳会談で両首脳が形式にとらわれず頻繁に訪問する「シャトル外交」の再開で一致するとともに⁸⁹、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくことで合意した。韓国はG7広島サミットに招待国として参加し、5月21日の日韓首脳会談⁹⁰において両首脳はグローバルな課題について両国の連携を強化していくことの重要性について一致した。

A L P S 処理水の海洋放出への懸念が韓国国内で根強くある中、2023年5月、海洋放出の安全性について理解を深めることを目的として、韓国専門家による福島第一原発の現地視察が行われた。その後、8月に行われた海洋放出に関し、韓国政府は科学的・技術的問題はないとの見解を表明した。

緊急時の邦人保護に関し、2023年4月のスーダンからの邦人退避の際に韓国から協力を得たほか⁹¹、10月のイスラエルからの自国民出国に際して日韓の緊密な協力が行われた⁹²。

(2) 旧朝鮮半島出身労働者問題

2018年10月及び11月、朝鮮半島が日本統治下にあった第二次世界大戦中に日本本土で強制的に働かされたとする韓国人の原告が新日鐵住金（現・日本製鉄）と三菱重工業に対して損害賠償を求めた訴訟の上告審（韓国大法院）で、両社に賠償支払等を命じる判決がそれぞれ確定した。2023年3月、韓国政府は、賠償を命じられた日本企業に代わって、韓国政府の傘下にある既存の財団（日帝強制動員被害者支援財団）が原告への支払を行うとする措置を発表した。財団からの支払に当たっては、日本企業からの拠出を前提としないこととし、同月に韓国の鉄鋼企業ポスコが40億ウォン⁹³を財団に寄付したことを発表した。判決が確定した原告15人のうち11人が財団からの支払を受け取る意思を示している。他方、韓国政府の措置に反対している原告4人に対して、7月に財団が裁判所に支払金額を供託する手続きを始めたことが発表されたが、受理されないケースが相次ぎ、韓国政府が抗告手続を進めている旨報じられている⁹⁴。

その後も大法院が審理した関連訴訟において日本企業の敗訴が続いている⁹⁵。その中で日立造船は、第2審で敗訴した直後の2019年1月、韓国内資産の強制執行を防ぐために

⁸⁹ 2023年は岸田総理と尹大統領との間で7回の会談が行われた。

⁹⁰ 直前に両首脳が平和記念公園内の韓国人原爆犠牲者慰霊碑に献花した。

⁹¹ スーダンを退避した韓国人28人が首都ハルツームから北東部ポートスーダンまで車両で移動する過程で、日本人5人が同行した。5人は日本側の集結地に到達できない状況で、連絡を受けた韓国側の車両が退避を支援した（『産経新聞ウェブサイト』（2023.4.25）〈<https://www.sankei.com/article/20230425-MB2ES5IDRZORDICCVUSU7S5ICY/>〉）。

⁹² 両国政府がそれぞれ派遣した航空機に相手側の国民を相互に乗せ合った。

⁹³ 財団の資金の大部分を占める旨報じられている（『読売新聞』（2024.1.26））。

⁹⁴ 『時事ドットコム』（2023.12.22）〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023122100977&g=int>〉

⁹⁵ 2018年以降の12件の確定判決における損害賠償金（延滞利子等を含む）は、原告側によれば総額100億ウォンを超える旨報じられている（『読売新聞』（2024.1.26））。

6,000万ウォンを裁判所に供託していたが、2023年12月の大法院で同社に5,000万ウォンの支払を命じる判決が確定し、2024年1月、原告は供託金の差押えを申請し、ソウル中央地裁に認められた旨報じられている⁹⁶。

(3) その他の懸案事項

上記のほか、日韓の間には、慰安婦問題⁹⁷、韓国による日本産水産物等の輸入規制をめぐる問題、竹島の領有権をめぐる問題、「日本海」呼称問題（韓国や北朝鮮が「東海」への改称・併称を求めている問題）、「佐渡島の金山」の世界文化遺産への登録をめぐる問題等、依然として多数の懸案事項が存在している。

韓国では2024年4月に総選挙が予定されており、日韓間の懸案事項への影響が懸念されるが、日韓を含む複数国の協力⁹⁸を推進するなど、中長期的な日韓関係の安定に向けた取組が求められる。

7. 北朝鮮情勢

(1) 北朝鮮の核・ミサイル開発の動向

近年、北朝鮮は短距離弾道ミサイル、鉄道機動ミサイルシステムからの弾道ミサイル、SLBMなど各種の弾道ミサイルの発射実験を実施するとともに、新型長距離巡航ミサイル、極超音速ミサイル「火星8」の発射実験を実施するなど、新兵器の開発を進展させている。また、2023年11月に打ち上げた軍事偵察衛星について、12月から正式偵察任務に着手したとし、2024年中に3基を追加で打ち上げる方針を示した⁹⁹。

2022年9月の最高人民会議では、核武力政策に関する法令が採択され、同法令には、核兵器は金正恩総書記の指揮下に置かれ、関連する決定権は全て金正恩総書記にあると明記された。さらに、2023年9月の最高人民会議では、核戦力政策を憲法に規定する改正が行われ、核兵器発展を高度化することが明記された。

(2) 北朝鮮の対外関係

米国バイデン政権は、北朝鮮政策において、グランドバーゲンの達成に焦点を当てず、戦略的忍耐にも頼らないとしており、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に対し、国連安保理決議に違反していると非難しつつも、前提条件なしで北朝鮮と対話する用意があることを表明しているが、米朝間の接触は行われていないとされる。

⁹⁶ 『日本経済新聞』(2024. 1. 25)

⁹⁷ 元慰安婦等が日本政府を相手として提起した訴訟において、2023年11月、ソウル高裁が国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対して原告への損害賠償の支払等を命じる判決を下した。これに対し、日本政府は「判決は国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできず、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求める」旨の外務大臣談話を発表した。

⁹⁸ 2023年7月、北大西洋条約機構（NATO）首脳会合に際し、日豪NZ韓首脳会合が行われた。各首脳は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、各地域自身のアジェンダを尊重しつつ、ASEANや太平洋島嶼国と協力を深めていくことの重要性について一致し、インド太平洋地域の平和と安定のため、引き続き緊密に意思疎通を行い、米国、欧州諸国を始めとする他の同志国を含め、連携していくことを確認した。

⁹⁹ 『読売新聞』(2024. 1. 1)

2023年4月の米韓首脳会談では、核協議グループ¹⁰⁰の設立について合意された。米韓合同軍事演習や自衛隊も参加した日米韓共同訓練が実施されたほか、11月に米韓の抑止戦略文書が10年ぶりに改正された¹⁰¹。韓国の尹政権は、北朝鮮による軍事偵察衛星の打上げを受けて、その翌日に南北軍事合意¹⁰²の効力の一部停止を決定し、12月に韓国初の軍事偵察衛星を米国の宇宙軍基地から打ち上げた。なお、北朝鮮は7月から韓国を正式名称の大韓民国と呼ぶなど、その統一政策に変化を見せている。

2023年9月、金正恩総書記がロシアを訪問してプーチン大統領との会談を行い、ラブロフ外相は露朝関係が質的に新たな戦略的レベルに達したと評価したとされる¹⁰³。首脳会談の具体的な合意内容は明らかにされていないが、露朝間の軍事協力について各国から非難されている¹⁰⁴。

(3) 日朝関係と拉致問題

日本と北朝鮮の間において、2014年5月のストックホルム合意をめぐる一連の交渉に進展が見られない中、日本政府は拉致問題を最重要課題と位置付け、諸外国との首脳・外相会談の機会や国連等の場で拉致問題を提起するなど外交手段を尽くして問題解決に取り組んできたが¹⁰⁵、北朝鮮側は「拉致問題は既に全て解決され、完全に終わった問題」とする主張を続けており、拉致被害者の帰国に向けた道筋を作り出すことはできていない。

このように問題が膠着する中、岸田総理は、2023年5月、家族会等が開いた集会で「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行いたい」との意向を述べた¹⁰⁶。2024年1月の能登半島地震を受けて、金総書記は岸田総理宛てに見舞いの電報を送ったが、これは異例のことであり¹⁰⁷、今後の動きが注目される。

(みやざき まさし)

¹⁰⁰ 2023年12月に開かれた会合において、米韓両政府は、2024年半ばまでに核関連の情報共有や核の危機が高まった際の対応等を内容とするガイドラインを作成することで一致した(『NHKニュースウェブサイト』(2023.12.16) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231216/k10014290021000.html>>)。

¹⁰¹ 『読売新聞』(2023.11.14)

¹⁰² 2018年9月、文在寅大統領及び金正恩国務委員長が署名した「9月平壤共同宣言」の付属合意書として採択されたものであり、敵対行為の全面的中止、非武装地帯の平和地帯化等が盛り込まれた(小針進「北朝鮮の軍事偵察衛星打ち上げと「危機」の韓国与党」『東亜』(2024.1)45頁)。

¹⁰³ 鴨下ひろみ(前掲脚注45参照)

¹⁰⁴ 前掲脚注45参照

¹⁰⁵ 岸田政権は2022年10月以降、核・ミサイルと拉致問題を切り離し、人道支援の対象として拉致問題を先に動かそうとしている旨の指摘がある(『産経新聞』(2024.1.20))。また、2023年3月及び5月に日本政府と朝鮮労働党関係者が東南アジアで秘密接触した旨報じられている(『朝日新聞』(2023.9.29))。

¹⁰⁶ 岸田総理の発言を受けて、2023年5月に北朝鮮外務次官談話が発表された。その中に、拉致問題は全て解決されたとする北朝鮮の従来の主張とともに、「もし日本が過去に縛られず、互いをありのままに認める大局的姿勢で新たな決断を下し、関係改善の活路を模索しようとするなら、両国が会うことができない理由はない」旨の内容も含まれている(『北朝鮮政策動向』No.625(2023年第7号)46頁)。

¹⁰⁷ 林内閣官房長官は、記者会見で「2011年の東日本大震災を含め、北朝鮮の最高指導者から我が国の総理宛てに地震などに対するお見舞いのメッセージが発出された近年の例は承知していない」旨述べている(NHKニュースウェブサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240106/k10014311551000.html>>)。